

道 空 衛

決 裁	会 長	事 務 局
		事務局 29.8.01 林



北労発安 0710 第 1 号
平成 29 年 7 月 10 日

経済団体及び業界団体の代表者 殿



厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の改正に伴う障害者雇用率
の引上げ等について (周知依頼)

障害者雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の障害者雇用につきましては、貴団体、各企業をはじめとする関係者の御尽力により、年々、障害者の雇用者数が増加するなど一層進展しております。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）の施行により、平成 30 年 4 月から精神障害者の雇用が義務化され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率等の算定基礎に加わることを踏まえ、民間企業の障害者雇用率を 2.3%（当分の間 2.2%）に引き上げる障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号。以下「政令」という。）等の一部改正を行いました。

つきましては、貴団体におかれまして今般の政令等の改正に伴う障害者雇用率の引上げ等について、御承知いただくとともに、貴団体の機関誌等に当該内容を掲載していただくなど、会員に対する周知について、特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 主な改正内容

- (1) 一般事業主における障害者雇用率を 2.0% から 2.3% に改める。ただし、施行日から当分の間は 2.2% とする。
- (2) 障害者の雇用状況の報告義務の対象となる事業主の範囲は、その雇用する労働者数が常時 50 人以上の事業主としていたが、43.5 人以上の事業主に改める。ただし、施行日から当分の間は 45.5 人以上の事業主とする。

2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(職業安定部職業対策課雇用対策係 (障害) <Tel 011-738-1053>)